

## 家畜人工授精所における特定家畜人工授精用精液等の業務に関する報告書

年 月 日提出

都道府県知事 殿

家畜改良増殖法施行規則第 49 条に基づき、 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの家畜人工授精所の運営の状況を次のとおり報告します。

- 1 家畜人工授精所の管理番号：
- 2 家畜人工授精所の名称及び所在地：
- 3 家畜人工授精所の業務の別：
- 4 報告対象物：
- 5 前年 12 月 31 日時点の保存数量：
- 6 家畜人工授精所の運営の状況

(単位：本)	年												合計	
	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月		
生産数量														
譲受数量														
譲渡数量														
利用数量														
廃棄又は 亡失した数量														
月末時点の 保存数量														
備考														

(日本産業規格 A 4)

- 備考
- 1 年は西暦で記載すること。
  - 2 3の業務の別は次の区分により番号を記入すること。
    - 1 家畜人工授精用精液の採取及び処理の業務
    - 2 家畜体内受精卵の採取及び処理の業務
    - 3 家畜体外受精卵の生産に関する業務（家畜の雌のとたいから採取した卵巣から未受精卵を採取し、及び処理し、体外受精を行い、並びにこれにより生じた受精卵を処理する場合に限る。）
    - 4 家畜体外受精卵の生産に関する業務（家畜の雌から採取した卵巣から未受精卵を採取し、及び処理し、体外受精を行い、並びにこれにより生じた受精卵を処理する場合に限る。）
    - 5 家畜人工授精用精液若しくは家畜受精卵又はこれらの保存
  - 3 4の報告対象物は次の区分により番号を記入すること。
    - 1 家畜人工授精用精液
    - 2 家畜受精卵
  - 4 生産数量及び利用数量には、容器に収められ、封を施した家畜人工授精用精液又は家畜受精卵の本数を記入すること。
  - 5 譲受数量には、保存の委託を受けた特定家畜人工授精用精液等の搬入を含む。
  - 6 譲渡数量には、保存の委託を受けた特定家畜人工授精用精液等の搬出を含む。
  - 7 備考の欄には、亡失した特定家畜人工授精用精液等を発見したときなど各項目に該当しないものについてその事由と数量を記載すること（例：亡失した精液の発見 +2）。

## 記載要領

報告義務者：家畜人工授精所開設者

報告内容：特定家畜人工授精用精液等の譲受・譲渡等の月次数量

※特定家畜人工授精用精液等：和牛及び和牛間交雑種の精液・受精卵

### (1) 日付・宛名

- ・年は西暦で記載してください（提出年月日と本文）
- ・知事名を忘れずに記載してください。

### (2) 項目1～5

#### 1 家畜人工授精所の管理番号

授精所許可証に記載されている04から始まる6桁の番号を記載してください。

#### 2 家畜人工授精所の名称及び所在地

授精所許可証に記載されている授精所の名称と所在地を記載してください。

#### 3 家畜人工授精所の業務の別

授精所許可証に記載されている業務の別を記載してください。  
精液・受精卵を生産していない授精所は「5」のみ該当します。  
複数の業務に該当する場合は、カンマで区切って列記してください。

#### 4 報告対象物

精液は「1」、受精卵は「2」を記載してください。  
両方の取り扱いがある場合は、報告様式はそれぞれ作成してください。

#### 5 前年12月31日時点の保存数量

前年末の保存数量を記載してください。  
報告対象年次の途中で授精所を開設した場合は、記載不要です。開設した月の前の月の「月末時点の保存数量」から記載してください。

(精液・受精卵共通)

### (3) 6 家畜人工授精所の運営の状況（月次集計表）

集計区分は下記の表を参考にし、取り扱った数量を集計してください。

生産数量	・精液等の生産数量（精液・受精卵の生産者が該当）
譲受数量	・購入した数量（無償も含む） ・管理の委託を受けた数量
譲渡数量	・ストローの状態で販売・譲渡した数量（無償も含む） ・他者の飼養する雌牛に授精師（移植者）の所有するストローで人工授精・移植を行った数量 ・管理の委託を受けていたストローの払い出し数量
利用数量	・自家利用した場合 自己の飼養する雌牛に人工授精・移植を行った数量 検査のために使用した数量 等
廃棄又は亡失した数量	・廃棄又は亡失した数量
月末時点の保存数量	・発見数量も含めた月末時点の保存数量
備考	・亡失したストローを発見した場合などの数量 (記載例：亡失した精液の発見 + 2)
<b>重要！</b> (留意事項)	・他者の飼養する雌牛に、他者の所有する精液等で人工授精・移植を行う場合は、技術供与のみに該当し、本様式の集計の対象外となります。 (授精師の精液等の在庫数量に影響がないため、利用や譲渡で計上してしまうと期末在庫が合わなくなります)

### (4) その他留意点

- ・報告年次の12月31日時点の在庫数量の確認を実施してください。  
(年末に限らず、一年に一度棚卸しすれば差し引き数量で記載可能です。)